

## 公益財団法人東京都保健医療公社監事候補者の公募について

公益財団法人東京都保健医療公社（以下「公社」という。）は、以下のとおり、監事候補者の公募を行います。

公益財団法人東京都保健医療公社 監事（非常勤）

### 【求められる人材のイメージ】

公益財団法人東京都保健医療公社は、昭和 63 年 6 月に東京都と東京都医師会が共同して設立（その後、東京都歯科医師会も出えん）した団体で、平成 24 年度には公益認定を受け、財団法人から公益財団法人に移行しました。また、東京都と緊密な関係にあり、東京都が指導・監督する団体（東京都監理団体）として位置づけられています。

現在は、都内に 6 病院 1 検診センターを運営し、「医療で地域を支える」という理念のもと、住みやすい地域社会の構築に貢献しています。

当公社の監事は、公社の業務運営が、法令に基づいて適正に執行されているか、また、予算が適正かつ効率的に執行されているかを把握し、監査する権限と責任を有します。このため、法令、コンプライアンス、財務・決算状況の監査等に精通し、人格高潔で高い倫理観を有する人材を求めています。

### 1 団体の概要

- (1) 名称： 公益財団法人 東京都保健医療公社
- (2) 所在地： 東京都千代田区神田駿河台 2-5 東京都医師会館 3 階
- (3) 理事長： 山口武兼
- (4) 設立年月日： 昭和 63 年 6 月 1 日
- (5) 基本財産： 513,000 千円
- (6) 設立目的： 地域医療のシステム化を推進し、包括的・合理的な医療提供体制の確立を図るため、地域医療に関する調査・研究を行うとともに、住民が必要とする保健医療サービスの提供等を行い、住民の医療と福祉の向上に寄与することを目的とする。
- (7) 主要事業：
  - 1 開放型病院の設置及び運営
  - 2 地域医療に関する調査研究及びその成果の普及
  - 3 地域医療情報の収集及び提供
  - 4 がん検診に関する事業
  - 5 保健医療福祉に関する事業

## 6 その他公社の目的達成に必要な事業

- (8) 組織図： 別紙参照
- (9) URL： <http://www.tokyo-hmt.jp/index.html>

## 2 公募する役職及び人数

監事（非常勤） 1名

## 3 職務内容

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）及び定款に基づく、監事監査の実施
  - ①理事のコンプライアンスの確認
  - ②内部統制に関する体制の確認
  - ③危機管理に関する体制の確認
  - ④財産の取得、管理及び処分、財務諸表等の確認
- (2) 法人法及び当会社の定款・規程等に基づく業務
  - ① 理事会・評議員会への出席
  - ② 理事会議事録への署名
  - ③ コンプライアンス委員会への出席
  - ④ 職員苦情処理委員会への出席
- (3) 業務運営を把握するための会議への出席
  - ① 毎月開催される院長事務長会への出席
  - ② その他重要な会議・報告会等への出席
- (4) 会計監査人との意見交換等
  - ① 会計監査人から財務諸表の報告
  - ② 会計監査人との意見交換
- (5) その他業務運営上必要な業務
  - ① 理事長・常務理事との定期的な意見交換
  - ② その他法令等に基づき、業務運営上必要な業務

## 4 必要な資格・経験等

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 会社の目的及び事業内容等を十分理解するとともに、コンプライアンスに関する十分な知見と経験を有すること。
- (2) 公益法人の運営に関する知識を有すること。
- (3) 当会社は、高い公益性を有していることから、高い倫理観を有すること。
- (4) 法令遵守に基づいた的確な業務を遂行するため、コンプライアンス業務など、

その経験を通じて法令解釈に精通していること。

(5) 人格高潔で、職務遂行可能な健康状態であること。

## 5 勤務条件

(1) 勤務形態：非常勤

(2) 就任予定日：平成31年4月1日

(3) 任期：前任者の任期が終了するまで。(平成32年6月開催予定の定時評議員会の終結の時まで)

(4) 主な勤務場所：公社事務局（千代田区神田駿河台）

(5) 勤務時間：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。

(6) 報酬：当公社役員報酬規程に基づき、評議員会の承認を得た金額  
【月額：15万円 年額180万円】

(7) その他：当公社の定款及び規程等に定めるところによる。

## 6 応募の方法

### (1) 応募書類

① 履歴書（市販の用紙で可。顔写真（最近3か月以内に撮影したもの）を添付のこと。）  
「職務内容書」の「必要な資格・経験等」のいかんを確認しうるよう、学歴、職歴等の事項を詳細に記載してください。記載方法は次のとおり。

ア 学歴は、高等学校入学以降を記入

イ 職歴は、法人（又は組織）名、所属部課名、役職等を記入

ウ 連絡用の電話番号（又は携帯電話番号）を記入

② 自己アピール文書（A4横書き。1ページ当たり1,200文字程度で2枚以内）  
応募した動機、自らが当公社の監事に適任である理由、就任した場合の抱負等を簡潔に記載すること。

### (2) 応募先

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館3階

公益財団法人東京都保健医療公社 総務課庶務係 宛

※ 郵送（親展）又は直接持参すること。

※ 郵送の場合、封筒の表に「監事応募申請書類在中」と朱書きすること。

### (3) 応募期限

平成31年2月4日（月曜日）必着

(注) ① 応募者には、一次・二次選考終了後、結果を連絡します。

② 応募書類は、返却しません。

③ 応募に係る費用は、全額応募者負担とします。

④ 応募書類に記載された個人情報は、選考及び連絡の目的にのみ使用します。

## 7 選考方法等

次の（１）～（３）を経て監事候補者を選考決定する。

（１）当社が設ける、監事候補者選考委員会（以下「委員会」という。）において、監事候補者の選考を行う。

① 一次選考（書類審査：履歴書及び自己アピール文書）

② 二次選考（面接審査）

③ 委員会において監事候補者１名を決定

（２）平成３０年３月開催予定の理事会において監事選任の議案を評議員会に対し提出することを承認する。

（監事候補者は理事会への出席は必要ない。）

（３）平成３０年３月開催予定の評議員会において監事選任の議案を審議し、就任が決定する。

（監事候補者は評議員会への出席は必要ない。）

## 8 その他

選考過程及びその結果に関するお問い合わせには、一切お答えできません。

## 9 二次選考の実施

（１） 選考日：平成３１年２月下旬

7（１）「②二次選考（面接審査）」については応募者に対して面接を行い監事としての適格性に関する審査を行う。

（２） 選考場所

東京都千代田区神田駿河台２-５ 東京都医師会館３階

公益財団法人東京都保健医療公社 内

## 10 欠格事由等

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）第６５条（第１７３条及び第１７７条による準用を含む）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第６条１号イからニまでに該当する者ではないこと。

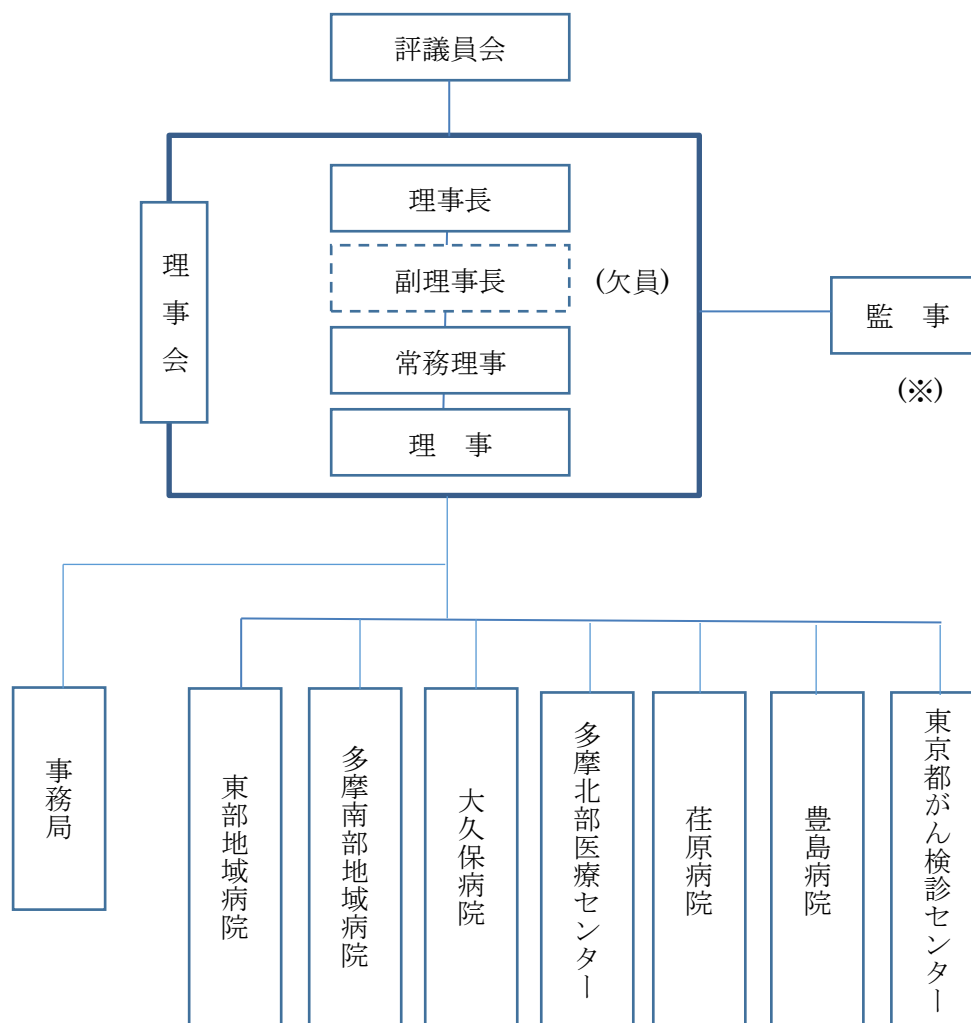
※「参考条文」あり

## 11 問い合わせ先

公益財団法人東京都保健医療公社 総務課庶務係 電話：03-5577-2136（直通）

(別紙)

## 公益財団法人東京都保健医療公社組織図



(※) 監事は2名 (今回公募はうち1名)

＜参考条文＞

### 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(役員資格等)

第六十五条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

2 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

3 理事会設置一般社団法人においては、理事は、三人以上でなければならない。

### 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(欠格事由)

第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。)若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。)に違反したことにより、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第六号において「暴力団員等」という。)

(勧告、命令等)

第二十八条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 行政庁は、第一項の勧告及び第三項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 第五条第一号、第二号若しくは第五号、第六条第三号若しくは第四号又は次条第二項第三号に規定する事由（事業を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。） 許認可等行政機関
- 二 第六条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警察庁長官等
- 三 第六条第五号に規定する事由 国税庁長官等

**(公益認定の取消し)**

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

- 一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。
- 四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3 前条第五項の規定は、前二項の規定による公益認定の取消しをしようとする場合について準用する。

4 行政庁は、第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

6 行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。

7 前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。